

危険物新聞

9月号

第765号

発行所 公益財団法人大阪府危険物安全協会
〒550-0013 大阪市西区新町1-4-26
ニッケ四ツ橋ビル6F
TEL 06-6531-9717 FAX 06-7507-1470
URL : <http://www.piif-osaka-safety.jp>
Email : osaka-safety@office.eonet.ne.jp

平成29年度重点項目 危険物の取扱いや危険物施設等のリスクや作業上の不注意に対して「安全確保」を自覚しよう

- (1) 危険物や貯蔵・取扱場所の危険性を分析し、危険要因を把握しよう (2) 把握した危険要因に対して、対策を樹立しよう
(3) 日常作業でのヒヤリハットを話し合おう (4) 作業に係る基本的事項や技術的知見の習熟を図ろう (5) 「安全確保」を自覚しよう

危機管理

我が国の防災意識の低さは毎回災害が起こるたびに指摘されているが、実際のところどうだろうか。災害が起こると確かに防災意識は高くなるのだが、それでは日頃からそれに備えているかという点と少し違うようである。阪神淡路大震災発災時には地震の備えに非常持ち出しリュックなどの備えが増えたそうであるが、時間の経過と共にその意識は薄れているということであった。

防災意識、つまり防災に対する危機感は小さなことから大きなことまでいろいろある。

今日、日本は国内外で多くの危機をはらんだ災害、事件等が起きている。

そのいずれもが身近なこと以外は対岸の火事とした受け止められ方をしている。このことは本紙8月号で梅花女子大学の太田 仁教授が心の動きに3つのパターンがあると述べられている。

このうちの一つに、かつて流行語ともなった「赤信号、みんなで渡れば怖くない」という心理。想定外の想像を絶する災害が起きた時に、被災者の方はただ茫然と立ちすくむといった状態になり、自然と周囲の人の行動に追随するという「多数派同調バイアス」という言葉で表されている。詳しくは8月号をお読みいただきたい。

大切なのは常日頃から災害が起こった場合の危機管理、つまり起きる前の情報収集、付近の状況等の把握に始まり、早めの避難、ここでは起こらないだろうといった安易な誤認は、自らの命の危機に直面していくことをまずもって危機管理として常日頃から持っていることが大事であり、さらに起きた場合にはどのような行動を取るかも合わせて検討しておく必要がある。

東北地方に古くから伝えられてきた言葉に「津波起きたら命でんでんこだ」がある。これは三陸地方で古くから伝わっていた津波からの避難についての言葉である。

この言葉に関しては平成2年に開催された第1回「全国沿岸市町村津波サミット」で「津波でん

でんこ」という標語として生まれた。これ以前に「津波起きたら命でんでんこだ」という言葉が伝えられてきたものを現在の言葉に標語として置き換えられたものではないかと思う。(ウィキペディア参照)

いずれにしても、この言葉の持つ意味は先ほど述べた「多数派同調バイアス」に対する備えともなるのではないだろうか。

津波が発生したら自分の命は自分で守る。真っ先に高台の安全なところに避難せよといった、意味合いから周囲の行動に同調することなく、自分自身の思いで判断し、津波から命を守ることは非常に大事なことなんだということを古くからの教訓として残して伝えられてきた一つの危機管理の持ち方を示している。

命あってこそ他の方の助力に貢献できるものである。自助から共助への進展につながる。

今年は九州の北東部、大分、熊本での雨による被害の甚大さがクローズアップされた。被害に遭われた方の言葉は一様に今まで経験したことのない雨であった、と。また、水が短時間で家を流すほどの勢いで襲ってきたとも述べられていた。つまり予想もしていなかった結果、甚大な被害を創出する結果となったことは今後の教訓として、生かしていくことが必要である。

都市部でも常に危険と隣り合わせで生きている。そのため個人個人のつながり、つまり「絆」を平素から培っておく必要がある。

このことは社会の中で生きていくためのセーフティー規範（集団規範）と言ってもよいのではないだろうか。

災害に止まらず、今後訪れる超高齢化社会にとっては大きな力となり得る。

食糧問題、エネルギー問題、環境問題など大きな危機感はあるが、まずは周りの人のつきあいからはじめ自身の命は自分で守る自助から地域の人の絆で共助へとつなげ、さらに公助へとつなげたい。

「危険」「安全」に込めた思想

関西大学社会安全学部
教授 辛島恵美子

〔前号のつづき〕

5. 翻訳文化としての試練

5.1 和語のための文字導入

和語は歴史的に見れば、漢文化との接触以前に成立していた日本固有の言葉を指し、大和言葉とも呼ばれる¹。現代の日本語はこの日本固有の言葉、和語に対して漢字を借りて表記する方法を長い歳月の中で完成させるとともに、和語の語彙には無かった多くの言葉を漢字ごと受容しつつ発展してきたものである。

漢文化、漢字文化圏と接触する前の日本語の出自、起源となると多くの説があり、現状では議論が尽きない。しかし歴史的に明らかにされていることは、相当程度の日本語が確立しており、基礎語はほとんど揃っていたと考えられているが、記録のための文字を持ってはいなかった。そのため正確にいつ頃から漢字文化圏の影響を受け始めたのかは不明であるが、漢字文化圏の影響過程をみることはできる。

たとえば万葉集(759年以降の成立とされる)は全文が漢字で記されている。これは日本に現存する最古の和歌集であって、7世紀後半から8世紀後半にかけて詠まれた4500首以上の歌が掲載されている。当然のことながら日本語で詠んだ歌、和歌である。それが全文漢字表記されているということは、漢文に翻訳したわけではなく、漢字の意味とは無関係に、もっぱら音を借りて表記した事を意味している。このような文字を万葉仮名という。漢字を「真名(まな)」というのに対して「仮名(かりな)」としたが、のちに「かな」と呼ばれるようになったとの説がある。万葉仮名は漢字をそのまま用いたが、のちに漢字の字形を大きく崩したり(草書など)、漢字の一部分や極端に省略して作り出した音節文字が登場してくるようになる。前者が平仮名、後者が片仮名と呼ばれる文字種となってゆく。

現代日本社会では、漢字を含めた三種類の文字を便利に使い分ける。そのうえ、文章は縦書きでも横書きでもよく、横の場合も、右からでも左からでも書き表せる。これほど自由自在な表記方式を持つ言語は珍しく、日本語の特徴ともいえる。どのような状況に置かれても最適を目指して形式にこだわらなかったということでもある。

それにしても文字を借りるということは、簡単にできることなのだろうか。たとえば言語の構造的特徴からみて、古代中国語の特徴を孤立語と整理・分類すれば、日本語は膠着語に、ギリシャ語、ドイツ語などの多くの西欧の言葉は屈折語に分類される。それほど異なる言語同士である。日本語からみれば、漢字は外来語であり、その言葉の理解には翻訳作業が不可欠である。漢字の訓読みとは個々の漢字をその意味に相当する和語で読む読み方をさす。また和語の語彙には無い新概念の導入では、漢語のまま受け入れることになるため、漢字の音で読むことになる。これが漢字

の音読みである。

さらに文法構造も異なるため、漢文の語順を変えなければ和文として理解することは出来ない。伝統的には、漢文には変更を加えず、訓点をつけることだけで、漢文の構造を和語の語順に変更して読ませる工夫がなされ、これを漢文訓読法と呼ぶ。漢文訓読方式は長い歳月をかけて完成した翻訳方式であり、明治に入って英語など欧米の言葉を学ぶ際にもこの方式が採用された。その結果、日本文としては直訳調として高くは評価されないものの、文法にのっとって正確に読む特徴から、正確な理解の点では高く評価されてきた。このように異言語から文字を移入するということは、絶えず翻訳的作業を要求することでもあった。漢和辞書類はそうした成果物を十分に使いこなせるように工夫されており、字訓や字音の索引はその一つである。

5.2 和語と漢語の関係の変化

明治に切り替わる頃になると、中国由来の伝統を断ち切り、西洋型社会を強く意識し、目指すこととなった。西洋社会に追いつき追い越せが目標として明確に掲げられ、漢語中心の日本語の学習負担を無駄と考える人々も徐々に増えていった。日本語を廃して英語を選択する案や、漢字を廃止し、ローマ字に切り替える案なども出て、社会的議論にまで発展する。

さらに第二次世界大戦後、歴史的には漢字文化圏内の東アジア諸国で、漢字を極端に制限したり放棄したりする動きが続き、漢民族が中心の国以外で漢字を日常的に用いている国は日本だけとなる。廃止の理由はさまざまで、漢字学習負担問題というより、政治的独立の意図が大きいともいわれる。しかし日常的に漢字を使う日本でも、明治期以来、漢字文化を切り捨てようとする圧力は絶えずあった。しかし決定的な漢字文化の破壊や放棄を決断する前に、近年のインフォメーション技術の発達に遭遇することになる。漢字を用いて表現できるワードプロセッサの普及時代に入ったのである。周辺の諸条件が大きく変わり、漢字・ひらかな・カタカナを文中で使い分けることで、正確に速読しやすい文章づくりが可能になり、新概念を漢字の特徴を活かして翻訳することも、また音訳することも容易になってきている。つまり漢字文化の負担分は大きく改善されてきている。そして漢字文化を受け容れる過程で工夫されてきた様々な道具類はその機能を十分に発揮することができる条件も整ってきている。つまり現代日本語はこれまで経験してこなかった新しい条件のもとにある。

5.3 和語と漢語を用いる概念分析

日本語を母国語とする人にとって、和語や漢語を特に意識することはないかもしれない。しかし先に指摘したように、異言語間での文字の移入過程はたえず翻訳を要求するような特徴があり、たとえば和語にどの漢字を当てはめるか、漢字の選択が要求されている。たとえば前回「やすらか」には「易、安」の区別があると指摘したが、藤堂・加納編『学研新漢和大事典』2005で音訓索引を引くと、該当の漢字として「安、易」ばかりでなく、「宓、括、泰、晏、康、愜、寧、穩、愼、澹」も記載されている。

同辞書の「安」の項には「やすらか:静かに落ち着いて

いる。類語「易、晏、泰」との解説があり、類義語として各漢字の特徴を比較して明示している。「泰:ゆったりと落ち着く」「康:じょうぶで心配がない」「緩:安定して騒がない」「寧:じっと心を落ち着ける」「易:物事がしやすいこと」を挙げる。このように漢字を見渡すことで、いろいろな「やすらかさ」を理解できることになろう。和語「やすらか」の特徴を持つ漢字群が下位に並ぶ。下位に並ぶ言葉に共通する特徴を抽出できれば、上位の言葉の概念的な特徴として説明できることになろう。共通性と差異性を正確に把握してこそ、それ以外の特徴を説明しやすくするのである。それに和語の語源を重ねてみれば、より深く特徴を分析することができよう。

5.4 holonomy型対策(1)

このように和語と漢語の特徴を比較する概念分析は、その他の外来語にも応用できる。これまで「safety」「security」の語源的特徴を取り上げ、その特徴の違いからsecurity型対策とsafety型対策を区別した。前者は厄介な事態に陥らないための対策であり、たとえば交通事故を起こし難くする対策である。交通ルールの策定、道路状況をよく見渡せるミラーの設置等もその例である。これに対して後者のsafety型対策は、たとえ危機的状況に陥っても、大事なものは守りぬく対策であり、救助救命対策もこの分類に該当する。エアバッグやシートベルトの設置もこのタイプである。しかし安全対策のタイプにはもう一つ別のタイプがある。それがここで取り上げるholonomy型対策である。英語のsafetyやsecurityの発想には含まれていない発想の対策であり、漢語「安全」を「全を安んずる」と解釈するとき、見えてくる課題である。

交通事故防止対策の事例でいえば、社会レベルでの基礎的信頼関係構築にかかわる対策が中心となる。たとえばsecurity型対策の交通ルールの策定や改善が真にその効果を発揮するには、交通ルールの知識の普及とそのルールを守るという人々の共感と協力が大前提となる。われ先に逃げ惑うパニック状態において、交通ルールが守られないのは明らかであろう。交差点において赤信号側は進行の自由を阻害されることになるが、一定時間で信号は青に切り替わることが周知されていて、青信号まで待つて進行しても、その時間的損失を超える益として、衝突事故確率が大幅に減じ、信号の無い交差点と比較すれば疲労も少なく、目的地到着まで一番疲労を少なくして早く到着できると信じられるなら、人々はルールを積極的に守るともいえよう。逆に言えば、不公平なルールや、効果の期待できそうなルールと思われては

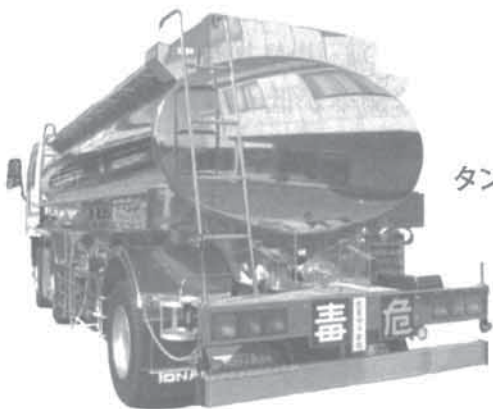
security型対策の効果は期待できない。holonomy型対策はsecurity型対策の基礎条件ともいえる。

明確な目的のもとに同じ思いの人々のみが集まる組織もあれば、赤ん坊から隠居老人もいる三世同居の家族のような組織もある。こちらの場合は活動目的もバラバラで、肉体的、精神的、頭脳的、経済的能力において異なる人々が共存している組織である。しかし一生のスケールでみれば、面倒を見てもらう時期と面倒を見る時期とがあり、それなりに公平にバランスしていれば永続性のある家族組織となるであろう。社会もそうした大家族組織に似て、目的も各種の能力もバラバラな人々が共存する組織である。そのため誰かにとって益になる行為は反対の条件をもつ人にとっては害を被ることを意味し、交差点問題よりはるかに複雑な安全問題になることは避けられない。このような条件下では、たとえていえば、落語の大岡越前守の三方一両損の判決に近いものが求められる。目的の達成においても、損害を被らないことにおいても100%を求めあうのでは解決できず、ほどほどの目的達成とほどほどの損害の甘受で満足するほかないからである。別の例でいえば、収入においても時間においても限度のある家庭生活において、特定の瞬間でみれば、我慢や害のみを被る人と、益のみ受ける人とに分かれるものの、一定の時間を通じて家族全員がほどほどの望みを叶え、ほどほどの損害や我慢、忍耐を甘受する方法なら成立しうる。待っていれば必ず自分の番が巡ってくる信じられる条件であれば、家族関係を円満に維持することができる。社会においても「我慢や忍耐」などを含む損害と他人に我慢を強いても達成する目的の成就との水平的経時的バランスないしは見通しは社会の基礎レベルにおける信頼関係構築と大きな関係がある。

この社会レベルにおける秩序と公平感を基礎とする信頼関係が安定していれば、それを前提とするsecurity型の対策もその効果を十分に発揮してトラブルを減らすことに貢献し、またsecurity型対策の実効性が上がる中でも不幸な要因が偶然に重なって起きる事故やトラブルであれば、safety型の対策が効果を発揮しやすくなり、全体として満足の程度を充実させることに近づくのである。この社会レベルの秩序の回復や維持に係る対策がholonomy対策である。

(つづく)

- 1 学術的には和語と大和言葉は違った意味を持っているが、ここでは深い意図はないので、単に「和語」と表記する。



設計 製作 販売

タンクトレーラー・タンクローリー・タンクコンテナ・ポータブルタンク

特殊液体輸送の信頼できるパートナー

TONAN 東南興産株式会社

本社 〒552-0021 大阪市港区築港4丁目1-1 辰巳商会ビル7F TEL 06-6576-1901 FAX 06-6576-1950
特装部 〒554-0052 大阪市此花区常吉2丁目10-39 TEL 06-6463-0005 FAX 06-6466-1316

<http://www.tonan-kosan.co.jp>

安全を考える
地球環境と私達の生活

「日本の電力事情と 再生可能エネルギー」Ⅱ

一般社団法人 近畿化学協会
化学技術アドバイザー 伊藤 博

(前号の続き)

2-5) バイオマス発電⁹⁾

バイオマスは動植物などから由来する生物資源の総称である。そして、バイオマス発電は、この資源を利用するもので、3種類の発電方式がある。

第1は、バイオマスを直接燃焼して蒸気タービンで発電する「直接燃焼方式」。第2は、バイオマスを熱処理することでガス化し、それを燃焼してガスタービンで発電する「熱分解ガス化方式」。第3は、バイオマスを発酵させてガスを発生させ、そのガスを燃焼してガスタービンで発電する「生物化学的ガス化方式」である。

日本では、今まで廃棄物発電が中心であったが、FIT制度により未利用材や木質系の発電設備が増え始めている。2015年のバイオマス発電の設備容量は約380万kW(一般廃棄物200万kW、産業廃棄物110万kW、木質系60万kW、その他10万kW)であるが、木質系設備は2016年末までに既に300万kWがFIT制度で認定を受けており今後、実用化運転をするには、国内外での「持続可能」な木材調達システムの確立が必要である。

バイオマス発電の特徴は、

①光合成で二酸化炭素を吸収して成長するバイオマスを燃料とするので、その発電は二酸化炭素を新たに排出しない「カーボンニュートラル」とされる。②廃棄物も燃料とするので、環境保全に大きく貢献する。③家畜排泄物、稲ワラ、間伐材、廃材、林地残材など、農漁山村で発生するバイオマスを利活用するので、自然循環機能を維持し、その地域の持続的発展を図れる。

しかし、その課題として、

①資源が広い地域に分散しているため、その

収集、運搬及び管理コストが高い。②木質系原料の供給が追いつかないため、原料の入手難や価格高騰が起き、製紙や合板業界にもしわ寄せが出ている。③海外からの木材輸入は、その国の森林資源の乱開発を招く懸念がある。④小規模分散型の設備となるので採算性が低いなどがあげられる。

3) 再生可能エネルギー発電導入の課題^{10)、11)、12)}

再生可能エネルギーを用いた発電は地球温暖化対策として各国が意欲的にその導入に努めている。しかし、太陽光や風力は日照時間や天候等で変動するため、これら再生可能エネルギー発電が大量に導入された場合、その出力変動のため、電気の安定供給に問題が生じる。変動型の再生可能エネルギーの導入率が高くなるほど、それらの発電出力が低下した時のブラックアウト(停電)を防止するために、火力発電や原子力発電などのバックアップ電源が必要となってくるのである。

風力発電や太陽光発電の先進国であるドイツ政府は、2022年までにすべての原子力発電を止め、再生可能エネルギーの比率を35%にまで増加させる基本方針を2011年に表明している。そして、再生可能エネルギーの出力変動による電力供給不安を無くすため、2020年までにバックアップ電源として石炭火力発電所を2,000万kW以上建設するとしている。この政策を実施した結果、2016年(暫定値)に、総発電量に占める再生可能エネルギー発電の比率は29.5%(風力12.3、バイオマス7.0、太陽光5.9、水力3.3、家庭ごみ0.9)にまで増加し、その他は、褐炭23.1%、石炭17.0%、天然ガス12.1%及び原子力13.1%の発電構成となった。

しかし、既設の石炭火力発電所や天然ガス火力発電所の稼働率が低くなったため、売電収入が大幅に減り、ドイツの大手電力会社は軒並みに赤字決算を出している。しかも、予定していた新設の石炭火力発電所は採算性が見込めず、いまだ建設できないという問題が生まれている。

再生可能エネルギー発電の導入で先行しているドイツの事例を参考にして、日本の適切

なエネルギーミックスを実現することが肝要である。現に、NEDOは、風力発電を大量に導入しているドイツ（ニーダーザクセン州）と、「大規模ハイブリッド蓄電池システム実証事業」を実施することで合意し、2017年3月に基本協定書締結している。同時にNEDOの委託先である日立化成(株)、(株)日立パワーソリューションズ及び日本ガイシ(株)の3者とドイツの地域電力会社と、本実証事業を共同で実施することで協定付属書を締結している。蓄電池の充電・放電により電力需給バランスを調整し、電力供給の安定化に寄与できるシステムの構築と、新しい電力取引事業のビジネスモデルの確立をめざすとのことである。

4) その他関連情報

4-1) 日本のエネルギー基本計画^{*)}

経済産業省は国のエネルギー基本計画の見直しに着手している。それによると、原子力発電を、昼夜問わず安定的に発電できる「重要なベースロード電源」と位置づけ、最低限は必要としている。さらにCOP21で採択されたパリ協定を踏まえ、地球温暖化対策で温暖化ガスを2030年度に26%削減（対2013年度）するとの中期目標を立て、原発依存度を「可能な限り低減する」とした基本計画の方針を継承しつつ、風力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーの導入拡大を急ぎ、電力構成比を再生可能エネルギー22~24%、原子力20~22%、石炭26%、天然ガス27%、石油3%とする考えである。

4-2) 固定価格買取制度の見直し^{*)}

2017年4月にFIT制度の抜本的な改正がなされた。2012年7月の制度スタート以来、様々な問題が生じ、その改善を図るものである。改正の詳細はここでは紹介できないが概略は、
①太陽光発電に偏重した中身の改正
②FIT制度で増大した買取費用を一般国民が負担する「賦活金の抑制」
③2016年4月に実施された「電力の全面自由化」に対応する電力取引・流通システムの改革などであり、これにより再生可能エネルギーの比率を欧米諸国並みまでに実現し、二酸化炭素削減の国際公約を達成しようとするものである。

参考文献

- a) 電気事業連合会HP
- b) 一般社団法人 エネルギー・資源学会、「再生可能エネルギー有効利用の最前線」、通産資料出版会(2016)
- c) 経済産業省 資源エネルギー庁HP、「再生エネルギーについて」
- d) NPO法人 自然環境エネルギー政策研究所HP、「自然エネルギー白書2016」
- e) 世界の太陽光発電業界 2016年国別導入ランキング
<https://www.solar-partners.jp/pv-eco-informations-53753.html>
- f) 世界の地熱発電
<http://geothermal.jogmec.go.jp/information/geothermal/world.html>
- g) SBエナジー(株)HP、「みるみるわかるEnergy」
- h) 独立行政法人 経済産業研究所HP、「日本のエネルギーの課題と今後(議事録)」
- i) ドイツにおける電力輸出入の動向 - ドレスデン情報ファイル
<http://www.de-info.net/kiso/atomdata01.html>
- j) NEDOが再エネ先進ドイツで「大規模蓄電池システム実証事業」
<http://www.zaikei.co.jp/article/20170324/359533.html>
- k) 日経新聞電子版 2017/6/9
- l) 経済産業省 資源エネルギー庁HP、「改正FIT法 直前説明会資料(2017年2月)」

都市との共存 — 正確 安全 確実 — 危険物設備なら信頼の技研。

危険物タンクの漏洩検査
〈平成16年4月1日法改正対応〉

- 危険物設備の設計・施工
- 発電設備(非常用)燃料タンクの製造・販売
- 危険物タンクまわりの付属機器の販売

危険物設備の安全をトータルにリードする

株式会社 技研

〒663-8113 兵庫県西宮市甲子園口2-24-12 TEL.0798-65-5100 (代表)

GIKEN

「仕事と家庭の対人関係⑤」

緊急事態! その時あなたは、どう助け合う!?

梅花女子大学心理こども学部心理学科
教授・社会学博士 太田 仁

戦争と夏祭り

9月も末になり、そろそろ秋の気配も感じられるころですが、この原稿を書いている8月中旬は、広島（8月6日）・長崎（8月9日）の原爆忌、終戦記念日8月15日、そして多くの地域では盂蘭盆会の行事や夏祭りがあります。

戦争にまつわる悲惨な出来事を述懐して二度と繰り返すまいとその思いを新たにする度に、どうして見知らぬ人同士が殺し合えるのか、戦争だということは何の罪咎もない人を、虐殺したり凌辱したりすることができるのか、と悲しい気持ちと共に人間の恐ろしさを感じずにはられません。

一方、夏祭りでは、久しぶりに帰省した故郷で幼馴染の人たちとの再会を楽しみながら、地縁の一体感を感じる人もみえるかもしれません。しかし、どの地域でもその夏祭りの開催が年々難しくなっているという声が聞かれます。転勤・転居が多く、地域になじみの人が少なくなったとか子供がすくなくなったためどうしても結びつきが弱くなっているといった理由で祭りに協力する人たちがいなくなっていっていることが主な理由らしいです。近年では、自治会への入会もされない人たちも少なくない事態があって、どこにだれが住んでいて、隣の住人さえその得たいが知れないといった地域も珍しくなくなりました。そういえば、職場での歓送迎会や職場での慰安旅行なんていうのも、あんまり心待ちにしている人はいなくなったようなことも聞きます。

人は、集団の恩恵で生きていられます。家族があるから、地域の一員として受け入れられているから、会社があるから、国があるから…。人には所属の欲求があります。これまでに、本コーナーでも紹介したマズローの自己実現に至る欲求で、基本的な生理的欲求・安全の欲求が満たされれば、人には所属と愛の欲求が生まれ、その欲求は名声などを求める承認の欲求へと発展し、さらに自己の可能性を開拓したいといった自己実現の欲求へ

と至るということとなります。

この説からすれば、戦争や飢饉、災害などで命の危機に曝されている時でなければ人は、集団に所属してそこで仲間として受け入れられているという実感が自分らしく生きる自己実現へと至る基礎となります。

一員であること（あったこと）の誇りと屈辱、自分がどの集団に所属しているか・他人からどのような人間として評価されているかについて、とても気にする人がいます。「自分は、三流大学出身で所詮三流企業のしがない社員だ」とか「私は、一流大学出身で一流企業の社員です」といった所属で、自分自身のイメージの持ち方が自身で随分異なることがあります。このように自分と自分の所属集団を同一化し、自分自身を集団の一部として自覚し行動することを『社会的アイデンティティ (social identity)』 (Tajfel & Turner, 1979) と言います。

社会的アイデンティティは、先の例でも示したように『所属集団・所属カテゴリーの相対的な優劣』が自分自身の優越感（優越コンプレックス）や劣等感（劣等コンプレックス）につながりやすいという特徴を持っています。社会的アイデンティティが形成される心理的要因としては、先に挙げたどこそこの一員であるとか、出身だとかいうもので「カテゴリー化」と呼ばれるものです。

このカテゴリー化の後に「自己高揚の動機づけ」が起こり自分が所属する集団を他の集団よりも最良して高く評価する傾向があります。

自分がどこそこの集団の一員であるといった意識が活性化しているときは、個人間の比較よりも「集団間の社会的比較過程」によって自分が所属している内集団の価値が高いと思う「内集団びいき (in-group favoritism)」が起こります。そのひいきは心理的プロセスだけではなくて、日常生活における実際的な報酬・資源の配分においても『内集団やその構成員』を依怙最良（えこひいき）しやすくなります。この心理的傾向は、集団・組織間の競争や差別、内集団を守るための法律違反（倫理無視）、抑制が効かない群衆行動などの原因となります。

グループシンク (groupthink)

上記のように、「自分たちの集団だけが正義だ!」「自分たちの集団の利益を守るためなら手

段をばない。」さらには、「自分たち以外は、鬼畜だ！」などと内集団びいきが激化していく過程で起こる現象の一つにグループシンク (Janis, 1972) があります。グループシンクは、団結力の高い集団でしかも自身がその集団に強い愛着を持っているときに起きます。現在お勤めで主たる生計の担い手の皆さんは「これは違うんじゃないか」と思っている、なかなか声に出せないことを経験なさっているのではないのでしょうか。まさしく、集団内の合意を得ようとして意識しすぎると集団での結論が非合理的な(例えば、明らかに不必要な作業や過重な負担) 場合によっては反社会的な(例えば、祭りの際の隣町とのけんかや戦争) 方向に歪められてしまいます。

グループシンクが起こる集団のメンバーには以下の8つの特徴があるとされています。

- ①自分たちの集団を過大に評価し、絶対に間違いはないという楽観的な幻想
- ②外部からの意見を軽視または無視し、自分たちの意思決定を再検討しようとしな
- ③自分たちは、優秀であり、正義だからといった内集団の過大評価により倫理や道徳を無視する
- ④他の集団への軽視・蔑視
- ⑤集団の独自のルールなどへの同調圧力が強い
- ⑥集団の意向に疑問をもつことを自分で抑圧する
- ⑦自分たちの集団は全員一致しているという幻想
- ⑧集団の誤りを証明する客観的情報を無視する

これらの、集団内の傾向は最終的には、集団の生産性を低下させ破滅へと向かいます。

一方で、日本には「三人寄れば文殊の知恵」という言葉があります。たとへ、特段優秀でなくとも三人集まって考えれば、すばらしい知恵が出るものだ、という例えですが、この例えは、上記の

グループシンクと対局をなすものです。集団のグループシンクを予防し社会的に貢献できる発想をもつためには、①リーダーはメンバーに常に集団の意向や現在の仕事・作業について批判的な目を持つように指導すること②リーダーが最初から自分の意見や予測を言わないようにすること③多様で信頼性妥当性のある外部の意見を求めるようにすること④外部の専門家がグループの議論に加わっていること⑤いつも全員一致でイエスマンの会議ではなく反対意見を見出すこと⑥リーダーは、自分たちの意思決定に終始するのではなく、信頼できる外部からの警告や世論等多数者の妥当な意見を参照し検討する時間を確保すること、が必要とされています。

みんな(自分が所属する集団の周囲の人)が、やっているから大丈夫では、事故は防げません。加えて、この用語ジャニス (Janis) は真珠湾攻撃、朝鮮戦争、ベトナム戦争におけるアメリカ首脳的意思決定過程の記録を調査し生まれました。

私たちの国も二度と尊い命を奪い合うような悲惨な戦争に加担しないでいようようにグループシンクに注意したいものです。みなさんの職場でグループシンクに気がついた時は軌道修正して「ご安全に」を実現していただく予防策としていただきたいです。

参考文献

Tajfel, H., & Turner, J.C. 1979 An integrative theory of intergroup conflict. In S. Worchel & W.G. Austin (Eds.), The social psychology of intergroup relations. Monterey, CA: Brooks-Cole.
 Janis, Irving, 1972 Groupthink: Psychological Studies of Policy Decisions and Fiascoes, Boston: Houghton Mifflin Company.

地下タンク老朽化対策をお考えの皆さまへ

高精度油面計

株式会社日本石油化学工業
設立番号 12-13号



40年以上経過した地下タンクに
 ◆地下タンク取付部の腐れを常時監視
 ◆0.01単位での油面監視ができる
 ◆タッチパネル液晶で簡単操作

電気防食工事

株式会社日本石油化学工業



50年以上経過した地下タンクに
 ◆地下タンクを使用しながら工事ができる
 ◆工期が短く、施設営業への影響は最小
 ◆FRP内面ライニングに比べて低コスト






給油機器を買うなら、日本スタンドサービスで。

給油所や工場などでご利用いただける給油機器製品を幅広く取り扱っております。
 ネットショップにて製品ラインナップを是非ご覧ください。
<http://www.rakuten.co.jp/iae-nsssk/>

ご用命は施工経験豊富な当社へ!

お見積・ご相談は ☎0120-016-889 MAIL info@nssk.co.jp
 HP <http://www.nssk.co.jp/>

大阪 大阪府東大阪市中納言2-11-17 ☎072-868-2211
 東京 東京都目黒区旗本2-21-6 ☎03-5721-4787

日本スタンドサービス株式会社



今回も、危険物に対してより知識と技能を習得していただけるよう、危険物取扱者試験の類似問題を作成し解説していきます。今回は危険物関係法令の問題について解説します。 *Let's Try!*

〔危険物関係法令〕

危険物取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 講習を受けなければならない危険物取扱者が、講習を受けなかった場合は、免状の返納を命じられることがある。
- (2) 製造所等で、危険物保安監督者に選任された者は、選任後5年以内に講習を受けなければならない。
- (3) 現に製造所等において危険物の取扱作業に従事している者は、居住地若しくは勤務地を管轄する市町村長が行う講習を受けなければならない。
- (4) 現に製造所等において危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、免状の交付を受けた日から10年に1回の免状の書換えの際、それぞれ受講しなければならない。
- (5) 法令違反を行った危険物取扱者は、違反の内容により講習の受講を命じられることがある。

…解説…

今回の問題は、消防法13条の23に定められている保安講習の問題になります。

〔消防法第13条の23〕

「製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、総務省令で定めるところにより、都道府県知事(総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。)が行なう危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない。」

上記の講習は、製造所、貯蔵所又は取扱所(以下、製造所等という。)において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が受講しなければならない法定講習となっています。次に、講習の受講サイクルについては、危険物の規制に関する規則第58条の14に定められています。

〔危険物の規制に関する規則第58条の14〕

- 1 「法第13条の23の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から1年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当

該講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。

- 2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日以後における最初の4月1日から3年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。」

上記の条文より、基本的には3年に1回講習を受講しなければなりません。しかし危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者で、免状を2年以上前に取得若しくは保安講習を受講している場合は、新たに危険物業務に携わった日から1年以内に講習を受講する必要があります。

では、以上を踏まえ問題を解きます。

- (1) 保安講習は法定講習となっており、受講しなければ、法令違反となります。よって法令違反に対しては免状返納の対象になります。よって(1)は正しい。
- (2) 保安講習は、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が3年以内に受講しなければならないもので特に保安監督者に限定したものではありません。よって、(2)は誤りとなります。
- (3) 保安講習の、受講場所は特に定められていません。したがって講習を行っている都道府県であればどこで受講しても問題はありません。よって、(3)は誤りとなります。
- (4) (2)の解説と同じです。よって、(4)は誤りとなります。
- (5) 法令違反を行った危険物取扱者に対する講習受講についての定めはありません。よって、(5)は誤りとなります。従って、(1)が答えとなります。

ポイント

保安講習は、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者が受講しなければなりません。逆に、危険物の免状を取得しているが、危険物業務に携わっていないければ保安講習を受ける義務は生じないことになります。

しかしながら、危険物の免状を取得しているということは、いつでも危険物取扱作業に従事する事も考えられ、その時に「危険物の事を忘れてしまった」では済まされなくなります。

できれば、危険物業務に携わってなくても保安講習を受講して、一定の知識レベルを保っておくことが重要です。

参考

ポイントにも記載しています保安講習については、当協会で行っており、本年度は年間61回実施しています。残り回数も少なくなってきましたので、出来る限り早めの受講申し込みをお願いします。

お知らせ**危険物保安講習日程**

危険物施設の安全確保につきましては、市町村長等の許認可制度のもと、位置・構造・設備の技術上の基準、危険物の貯蔵・取扱いの基準はもとより、人的な面(危険物取扱者の資格制度等)での規制が行われています。

しかし、このような規制だけでは、安全確保は充分ではなく、実際に貯蔵・取扱い業務に従事する人間の操作などが重要な要素をしめることから、危険物施設で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者にとっては、消防法第13条の23に基づき危険物の安全管理を遂行するため、原則として免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内ごとに法定講習の受講が義務付けられています。

当協会では、大阪府知事より委託を受け、この危険物保安講習を実施しています。

10月以降の保安講習日程(すでに満席となっているものもあります。必ず公益財団法人大阪府危険物安全協会のホームページを確認の上、お申し込みください。)

10月以降の危険物保安講習日程

※区分欄が空白のものについては「一般の部」です。

平成29年8月28日現在

回	実施日	時間	区分	講習会場	開始時間	定員
34	2017/10/2(月)	午後		東洋ビル・貸会議室(堺)	13:30	72
35	2017/10/3(火)	午後	コンビナート	東洋ビル・貸会議室(堺)	13:30	72
36	2017/10/3(火)	午後	タンクローリー	東洋ビル・貸会議室(堺)	17:30	72
37	2017/10/4(水)	午後	コンビナート	新日鉄住金(株)製鋼所	13:00	135
38	2017/10/6(金)	午後	コンビナート	三井化学(株)大阪工場	13:30	96
39	2017/10/10(火)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	255
40	2017/10/11(水)	午後	コンビナート	新日鉄住金(株)製鋼所	13:00	135
41	2017/10/16(月)	午後		八尾市総合体育館ウイング	13:30	111
42	2017/10/18(水)	午後	コンビナート	三井化学(株)大阪工場	13:30	96
43	2017/10/19(木)	午後		大阪塗料会館	16:00	81
44	2017/10/25(水)	午後		守口門真商工会館	13:30	180
45	2017/10/30(月)	午前		東洋ビル・貸会議室(堺)	9:30	72
46	2017/10/30(月)	午後		東洋ビル・貸会議室(堺)	13:30	72
47	2017/10/31(火)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	255
48	2017/11/2(木)	午後		大阪府立東大阪高等職業技術専門校	13:30	72
49	2017/11/6(月)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	255
50	2017/11/9(木)	午後		富田林市消防本部	13:30	116
51	2017/11/17(金)	午後		柏羽藤消防本部	13:30	120
52	2017/11/28(火)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	255
53	2017/11/29(水)	午後		茨木市福祉文化会館	13:30	117
54	2018/1/17(水)	午後		守口門真商工会館	13:30	180
55	2018/1/22(月)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	210
56	2018/1/23(火)	午後		豊中市消防局	13:30	120
57	2018/1/29(月)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	255
58	2018/2/7(水)	午後		此花会館(梅香殿)	13:30	198
59	2018/2/9(金)	午後		八尾市総合体育館ウイング	13:30	111
60	2018/2/13(火)	午後		此花会館(梅香殿)	13:30	198
61	2018/2/23(金)	午後		大阪府社会福祉会館	13:30	132

※ご注意

講習時間は危険物関係法令が1時間、危険物の火災予防が2時間の計3時間です。

申請の受理は、先着順で行っており、各会場とも定員制のため、受講申請をされる方は、日程表記載の空席状況をご確認ください。申請は、☎「公益財団法人大阪府危険物安全協会」ホームページからと申請書の郵送により受け付けています。

知の遺産 論語に学ぶ ㊸

「子曰、君子不以言舉人。不以人廢言。」



今月の論語は「子曰、君子不以言舉人。不以人廢言。」(衛靈公第十五の二十三)である。

書き下し文は、「子曰わく、君子は言を以て人を挙げず。人を以て言を廢せず。」となる。

解釈としては、孔子が言われた。人格者は、言うことが立派だといって人を挙用(登用)しない。人によって意見を拒んだりもしない。ということである。

弁舌にすぐれて、素晴らしいことを言う人を見て、その人をすぐに抜擢しないし、風采がさえない、地位もないなどの外見だけを見て、その人の意見を無視し、取り上げないというようなことを人格者はしないと孔子は言う。人格者は、巧みな言葉で物事を良く言う人だからといって、そのことだけでその人を信じて用いることはしない。それは、巧みにうまく物を言う人が必ずしも良い行いをするとは限らず、よいことを言う人が必ずしも人徳があるとは限らないからであろう。だからといってその人や、地位や資格がないという理由で、優れた意見を無視するようなことを人格者はしない。よい意見であれば採用するということであろう。また、人を登用する

際の判断基準は、その人に人徳があるか否かで、よい意見を言うというだけではない。そして、偏見や先入観にとらわれず、どんな人の意見であっても、よいことであればその言ったことを捨て去ってしまうことはないということである。言論がしっかりしているというだけでは、本当に立派な人か、表面を飾って立派に見せている人かがわからない。言うだけなら誰でも言えるが、それを実行するとなると難しいからである。とはいうものの、偏見や先入観にとらわれないというのは、なかなか難しいものである。人は誰も尊敬できない人や嫌いな人の言うことには、聞く耳を持たないもので、その人の言うことは中身の無いことだとか、間違っていると思ったりしてしまうことがある。好きな人の発言なら全面的に肯定してしまうが、嫌いな人の発言となると、「坊主憎けりや袈裟まで憎い」と諺にもあるように、全面否定してしまうといったことになりかねない。これらは一種の思い込みであり、偏見のようなものである。そのような人でも参考になることを言っている時もあるかもしれない。また、会社の会議で、部下が現状を加味した意見を述べても、上司が頭ごなしに粉砕してしまうことがある。これは、その上司が小人の狭い心となっているのであろう。たとえ新入社員であっても、すぐれた意見を述べることもある。自分の考えと違うからといって、まったく聴く耳を持たず、反対に権力で言いこめてしまうと、その部下は二度と発言することはなくなるだろう。口では人に意見を求めながら、実は、そのチャンスを自分で潰しているというようなことのないようにしたいものである。



挨拶をする機会の多い人向き

『本日は、お日柄もよく』

原田ハマ著(徳間文庫)

タイトルだけを見ると、結婚式で司会や主賓挨拶で使われる常套文句で、一体どんな内容なのか予想しづらい。しかし、数ページさらっと目を通すと、主人公のずっけぶりが面白く、さらに10数ページ進むと、やがて主人公の師匠となる女性の鮮やかな披露宴スピーチに驚かされる。

本作は、挨拶、講演、演説など人前で話すための原稿を作成するスピーチライターという職業にスポットを当てて、主人公の成長と彼女を取り巻く人々との交流を描いている。

幼なじみ今川厚志の結婚披露宴で、主人公二ノ宮こと葉は、感動的なスピーチを行った久遠久美を知る。久遠久美は伝説のスピーチライターで、政界財界の大物のスピーチ原稿を作り、聴く人の心に響く言葉使いは、他の追随を許さない。

現在の仕事に物足りなさを感じていたこと葉は、久遠久美の事務所に雇われ、プロのスピーチライターを目指すことになった。

ところが、その仕事のハードさは半端ではない。出勤初日に、会長・社長・理事長などの式典スピーチが5本、披露宴来賓スピーチから新郎の父の挨拶、さらに町内会総会会長挨拶まで10数本が任され、原稿締め切り期限も迫っている。し

かも、久遠久美流の原稿は、格調高く、ユーモアに富み、最後には感動を呼び起こすものだから、量に加え質も問われる。

懸命に仕事をこなしていくうちに、こと葉の中にあるスピーチライターとしての才能が輝きだしてくる。その時だった。幼なじみの今川厚志から強烈な依頼が来た。元衆議院議員で第1野党幹事長だった父を持つ彼が、国民に寄り添う政治を貫いた父の生き様に共鳴し、政治家を目指すと言。しかもスピーチライターを二ノ宮こと葉に任せたいというのである。

ここから峻烈な選挙運動が展開され、1候補者にどれだけのスタッフがどのような活動を陰で行っているか、生々しく描かれており興味深い。そしてスピーチライターとしてのこと葉が様々な障害すら逆手にとって、感動的な演説原稿を作成し、今川厚志の選挙戦を後押ししていく様子は、実に格好いい。

2009年7月総選挙で、民主党(現民進党)が自民党を破り、政権交代を果たした時代背景を巧みに織り込んで、ドラマチックな話に仕上げている作者の力量は大したものである。

最後は、ほっこりした余韻を残してくれる。スピーチライターこと葉のライバルでありながら、様々な場面で救いの手をさしのべてくれる和田日間足(わだ かまたり)という男性と結ばれるエンディングは、いろいろと苦労した主人公へのご褒美だったのかもしれない。(愚痴庵)



連載

「閑話休題(それはさておき)」・その65(最終回)

自分の中の「幕引き」とは？

エッセイスト 鴨谷 翔

日本人の男性たちの平均寿命は80歳台だという。

いつの間にかそんな高齢になったのか知る由もないが、一頃は確か70歳台後半になった、と新聞の一面を飾った時代もあった。いつの間にかそれが毎年のことのようになり、誰もが驚かなくなった。ああ、そうなのか、程度の反応しかない。

それはたまさか近所のスーパーやら、集会所に行ってみれば分かることだ。実際問題として、爺さんや婆さんの多いこと。むかしはぎゃーぎゃーとうるさい幼児連れの母親なんぞが目だったものだが、今や主流は高齢者たちに限られるようになった。電車に乗っても同じこと、ラッシュを過ぎた近郊電車には、どこに行くのか着飾った高齢者ばかりが目につく。

だが、よくよく見れば、それも多くが60歳台であって、70歳を過ぎれば極端に人出が減っている。夏の暑い日などはもちろんだ。もう朝から外出する気は失せていて、涼しくなったら少し出かけてみるか……も、夕方に至ると完全に中止。帰りはナンバあたりで軽くひっかけながらザルでも食う、気さえ失ってしまう。冷蔵庫を引っかきまわして酒のアテを探し、冷え切った安酒を飲むのがまあ、毎日の日課。

こういう毎日を送っていれば、一応無事無難な月日はあつという間に365日を終わってくれる。もう気が付けば次の年賀状を書くべき師走のある日が迫っていて、それも慌ただしく年明け寸前でやっと結末をつける始末。毎年がその繰り返しだから、70歳なんて節目はいつ通りすぎたか分からない。

ここまで来て、はてな?と考え直す機会をもつ年寄りはないだろうな。何しろ、現役時代の自分を知ってくれている者は、もう身の回りにいることは少なくなっているから、改めてその当時のことを思い出したって意味がない。せいぜい古女房との出会いだとか、子どもが生まれた前後の記憶なんぞがたまに出てくることはあっても、それが70歳代の自分にとって意味があることとも思えない。

総じて現在70歳以上という年齢の者は、いわゆる団塊

の世代として生まれた戦後第一期のベビーブームに沿って語られてきた経緯がある。良くも悪くも、戦争を知らない年代、その第一期生という位置づけだ。73歳以上は辛うじて戦争を経験しているが、それ以前の年代となると、また別の扱いとなる。戦後派アブリゲールとも呼ばれ、自分本位の生き方、考え方に傾斜していった日本人、という解釈だ。

それが良いことかどうかは別にして、新しい日本人像が生まれたことは事実であった。

国家本意の生き方が、個人主義を上回る価値観をもつものと教えこまれた者たちと、そうでない者たちが共存したのがその時代である。少なからぬ混乱が生じたのは当然であったし、その混沌を引きずりながら今に至っているのも、この国の不思議なところだといえるだろう。そして今、その混迷の時代そのものを演出したか、させられたかの年代が時代の幕引きに差しかかっているのだ。

いま、老境に至った団塊の世代と、その身辺はある意味で興味深い。彼らは成人になるやならないかの年齢で、みずからが属する国の若者としてのあり方がこれでいいのかと悩んだ。その結果が安保闘争であり、学園紛争の嵐となって列島を震撼させた。僅か10年の差で、それ以上の年齢者は所得倍増計画の尖兵に組み込まれていたし、それ以下の者はまだ幼かった。つまり、この間の10歳とは、わが国にとって単純な10年ではないのである。

先ほど来、今の主として70歳以降の人たちの平均的な日常を書いてみた。ある意味で80歳近い人たちとそれほど差は出ていない、ともとれる。だが、この差はかなり大きいのだ。団塊の世代、といわれるにはそれだけの理由がある。まず、圧倒的に同じ年齢層に属する頭数が多いこと。当然、年齢に応じて健勝な人が多いのも、当節の特徴だ。そのまま家に引っ込むほど虚弱な人は少ないと思われる。

だったらどうするか。もう一旗掲げてみる気はないのか。もう一度、その気になって現役に近い自分を発掘してみる気はないのか。考えるまでもなく、誰にも最低40年間の現役キャリアはあるはずだ。それを何とか生かさないとはいない。少なくとも、日本人のオトコの平均年齢は80歳だと既に言った。10年内外の余裕がまだ残っている以上、これに頼らない人生はないと思わなきゃ。そうだ、10年って短くはないぞ!

(終わり)

防爆冷温機器の Daido



防爆スポットクーラー



防爆冷凍冷蔵庫
DGFシリーズ (150ℓ〜)

◆防爆スポットクーラー◆

第1類、第2類危険箇所での使用が可能なスポットクーラーです。夏季の危険場所での熱中症対策や高温の労働環境改善に。

◆防爆冷凍冷蔵庫◆

危険物倉庫内の第4類危険物の低温保管、また反応活性を抑え冷暗保管が必要な引火性試薬の保管に施設機能付防爆冷蔵庫。



防爆シーズヒーター

防爆自己制御ヒーター

- 危険場所での凍結防止、反応容器の熱源に防爆シーズヒーター。
- 低温で固化する引火性薬品の安全な融解や引火性のある塗料・接着剤の粘度安定化に防爆自己制御ヒーター。



株式会社 大同工業所

大阪府東大阪市橋本1丁目6番45号
TEL 06-6746-7141 FAX 06-6746-7195
http://www.daido-ind.co.jp

防爆電気機器を安全に設置、運用、保守頂くために、(一社)日本電気制御機器工業会が推奨するSBA-Ex(防爆電気機器安全資格)等の防爆専門知識を保有・活用されることをお勧めします。

安全への道187

忘れまじ昭和20年8月15日

公益財団法人大阪府危険物安全協会
専任講師 三村和男

昭和20年8月15日、昭和16年12月8日のハワイ真珠湾奇襲による「大太平洋戦争」の開始から5年にわたる長い戦争は終わった。大型爆撃機B29による大空襲の恐怖からやっと開放された。

当時、旧制工業学校機械科の1年生だった私は、制服もなく、戦闘帽に自作の鉛製の校章を糊で貼りつけていた。(先輩から譲り受けた正規の校章を使っていたものもいた)。

当日、終戦放送を隣接する農家のラジオ放送で聞いた。直ちに全生徒が運動場に集合、教頭から敗戦を知らされ、直ちに帰宅を指示された。超満員の市電(単線)で帰宅した。途中、町の様子は、平常と変わりなかったように思う。帰宅すると両親は茫然自失。息子の顔を見ると安堵の笑顔を見せた。近所の人にも、いつものおしゃべりはなかった。今後への不安はあったが、今夜からは、空襲警報もないし、「ゆっくりと寝られるぞ」と、話し合っていた記憶は今も鮮明である。だが女性達は、米軍進駐による不安は隠し切れなかった。

昨日までは、焼夷弾が雨のように降ってくる中、よくも生き残れたものだ。運がよかったのだろう。

おやじと自分だけが家にとどまり、母親と姉、弟は途中で焼夷弾にやられるかも知れないが、近くの熱田神宮公園を目ざして逃げた。幸い家族全員が生き残った。友人の母親は、焼夷弾が腰に直撃し亡くなった。家に残ったおやじと自分は、火の粉をあびながら、熱くなるとボウフラのわいた防火水槽(コンクリート製容量1m³弱の丸型)の水で顔を濡らしながら夜を明かした。翌朝、両眼は熱と煙ではれ上がり、目を開けておられなかった。医師の治療も受けられなかった。

公園に逃げた母親と姉に再会できたのは、陽が高くなった頃だった。家族全員が涙を流して喜び合った。おやじの神仏への熱い信仰心に救われたのかも知れない。どんなに寒い真冬の夜でも、姉か自分のどちらかが一緒に墓参りした。帰りには、おやじの懐具合によって温い「ぜんざい」が食べられた。それが目的だったかも知れない。今もその時の味は忘れられない。今、姉は88才になり、

熱田神宮の近くで一人暮らしをしている。2~3分の近くに娘が居るので助かっている。

ここで、もう一度、名古屋の大空襲で万死に一生を得た体験について紹介しよう。

昭和20年3月、名古屋地区の軍需工業地帯がB29大型爆撃機により壊滅的被害を受けた。筆者の実家は軍需工場(航空機製造、従業員約2,000名)から堀川をはさんで400mほど離れた所にあった。当日は、朝から雲一つない天気だった。いつものように自転車で学校へ出かける準備をしていた。記憶は薄れたが、9時近くだったと思う。空襲警報が発令されたので、軍需工場の従業員のほぼ全員が工場から避難をしたが、解除されたため工場に戻った。その直後、再び空襲警報が発令されたので、再び全従業員が避難を開始しようとしたが、その時すでにB29型爆撃機が上空に達し、爆弾を投下、工場は壊滅状態になった。ほぼ2,000名に近い従業員が死傷した。なぜ、このような事態が起きたかについては、軍部のB29来襲の情報管理の失敗だった、と書き残されている。

爆撃後の工場内、町には、骨1本でつながる手首を片手で支え、額からは血がしたたり落ちる女子学徒動員生、胸に弾片が突きささった女子学生を、実家の隣りのお兄ちゃん(商業学校4年生)と2人で小学校の仮救護所まで運んだ。そこは死



名古屋市立白鳥小学校(昭和6年開校)
(仮救護所となった筆者の母校)

傷者で埋め尽くされていた。まさに地獄の様相だった。後日、家までお礼に来られた。先の軍需工場では、多数の死者が安置され、まだ燃えている死体も多数あった。

こんな状態では、とてもまともな授業など出来る筈はない。殆んど農作業(さつまいも作り)ばかりだった。

今も、世界のどこかで悲惨な戦争が起きている。日本はさらなる平和への貢献をすべきである。



ホウズキ
花言葉 自然美